

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月12日

【四半期会計期間】 第168期第3四半期
(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 凸版印刷株式会社

【英訳名】 TOPPAN PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 金子 眞 吾

【本店の所在の場所】 東京都台東区台東一丁目5番1号

【電話番号】 03(3835)5111(大代表)
(上記は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は下記で行っている。)

【事務連絡者氏名】 経理部長 久保 蘭 到

【最寄りの連絡場所】 (本社事務所)
東京都千代田区神田和泉町1番地

【電話番号】 03(3835)5660

【事務連絡者氏名】 経理部長 久保 蘭 到

【縦覧に供する場所】 凸版印刷株式会社本社事務所
(東京都千代田区神田和泉町1番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第167期 前第3四半期 連結累計期間	第168期 当第3四半期 連結累計期間	第167期
会計期間		自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高	(百万円)	1,109,806	1,132,026	1,502,307
経常利益	(百万円)	18,884	26,478	36,966
四半期(当期)純利益	(百万円)	13,601	15,384	18,562
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	14,863	43,852	42,898
純資産額	(百万円)	860,139	910,207	888,422
総資産額	(百万円)	1,536,141	1,690,758	1,633,065
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	21.17	23.96	28.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)		23.83	
自己資本比率	(%)	47.6	46.3	46.3

回次		第167期 前第3四半期 連結会計期間	第168期 当第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	11.98	11.10

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 第167期第3四半期連結累計期間及び第167期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

なお、第1四半期連結累計期間において、報告セグメントの区分を変更している。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「当第3四半期連結累計期間」の「2 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載している。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）のわが国経済は、金融政策や財政政策への期待感から、円安・株高へと転じており、全体としては緩やかな回復傾向にあった。しかしながら、円安に伴う原材料・エネルギー価格の上昇や、消費税増税後の消費マインドの冷え込み、中国経済の成長鈍化など、引き続き景気の下振れ懸念があり、依然として先行きの不透明な状況で推移している。

印刷業界においては、インターネット広告や電子書籍などの市場が成長を続けるなど、一部に明るい兆しが見られた。一方で、マス広告や出版などの既存市場は成熟傾向にあり、全体を通しては厳しい経営環境となった。

このような環境のなかでトッパングループは、21世紀の企業像と事業領域を定めた「TOPPAN VISION 21」に基づき、「グループを含めた構造改革の遂行」、「新事業・新市場の創出」、「グローバルな事業展開の加速」を重要な経営課題と位置付け、収益体質の強化のためにグループ一体となって、既存事業においては競争優位性の確立とコスト削減を推進すると同時に、新たな収益モデルを早期に確立するために、成長分野に対する経営資源の投入を積極的に図ってきた。その一環として、平成25年10月にトッパングループ・データセンターを竣工した。東京23区内という利便性、強固な地盤と基礎免震構造などによる堅牢性、高レベルなセキュリティ及び省エネルギーを実現した同センターでは、個人情報などの機密性の高いデータの処理やクラウド関連のサービス拡充を図り、グループ全体で強みを活かしたトータルソリューションの提供を可能にしていく。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同四半期連結累計期間に比べ2.0%増の1兆1,320億円となった。また、営業利益は35.6%増の209億円となり、経常利益は40.2%増の264億円となった。四半期純利益は13.1%増の153億円となった。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメント別の状況は以下のとおりである。なお、平成25年4月に事業本部の統合を行い、「マテリアルソリューション事業本部」を新設したことに伴い、第1四半期連結累計期間より報告セグメントの区分を変更している。以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の事業区分に組み替えた数値で比較している。

情報コミュニケーション事業分野

セキュア関連では、商品券や帳票類などは前年を下回ったが、ICカードは前年を上回った。

マーケティング関連では、既存のマス広告媒体における企業の広告宣伝費見直しに伴い、チラシ・パンフレットなどの印刷物は前年を下回ったが、SP関連ツールは前年を上回った。電子チラシサイト「Shufoo!（シュフー）」は、Bluetoothによる来店検知を活用したクーポン配信サービスの実証実験を行うなど、主婦を中心としたO2Oプラットフォームの構築を目指している。

コンテンツ関連では、出版市場が依然として縮小傾向で推移するなか、雑誌・書籍ともに前年を下回った。一方で電子書籍市場においては、BookLiveプリペイドカードの販売チャネル拡大、三省堂書店との提携による店頭でのリアル本と連動した電子書籍の販売、クーポン機能の実装など、各種販促施策を展開し、事業の拡大に注力している。

ビジネスフォーム関連では、ビジネスフォームは、経費削減や電子化に伴う需要量の減少はあったものの、企業のシステム変更に伴う帳票改訂などにより、微増となった。一方、データ・プリント・サービスは、プリント業務一括アウトソーシング需要の取り込み、BPO受託の増加などにより、前年を上回った。

以上の結果、情報コミュニケーション事業分野の売上高は前年同四半期連結累計期間に比べ1.4%増の6,671億円、営業利益は3.9%増の245億円となった。

生活環境事業分野

パッケージ関連では、環境適性や利便性の向上などの市場ニーズを取り込み、第37回木下賞を受賞した「注ぎ上手」を含む詰替用スタンディングパウチや透明ハイバリアフィルム「GLフィルム」を活用した各種包材、さらにはプラスチック製品が増加したことで、全体として前年を上回った。また、紙製飲料缶「カートカン」も採用アイテムの拡大により、順調に推移している。

以上の結果、生活環境事業分野の売上高は前年同四半期連結累計期間に比べ4.6%増の2,131億円、営業利益は2.3%増の85億円となった。

マテリアルソリューション事業分野

ディスプレイ関連では、カラーフィルタは、平成24年8月の堺工場の事業移管の影響があったものの、スマートフォンなどのモバイル向けや、海外テレビ向けの需要を中心に積極的に取り込み、前年を上回った。反射防止フィルムは、競争激化の影響を受け、テレビ向け需要の減速など市場環境が厳しく、前年を下回った。

半導体関連では、フォトマスクは、スマートフォンやタブレットPC向けなどを中心に半導体市場が堅調に推移するなか、先端品を中心に需要を取り込み、前年を上回った。

高機能・エネルギー関連では、太陽電池関連は、国内メーカー向けが好調に推移したものの、海外太陽電池メーカーの生産調整や厳しい価格競争などの影響を受け、前年を下回った。

建築材関連では、国内外ともに住宅市場が堅調に推移するなか、独自ブランド「101エコシート」などの環境配慮型製品の積極的な販売展開を行い、好調に推移した。

以上の結果、マテリアルソリューション事業分野の売上高は前年同四半期連結累計期間に比べ1.8%増の2,799億円、営業利益は333.2%増の72億円となった。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ576億円増加し、1兆6,907億円となった。これは有価証券が434億円、有形固定資産が122億円、それぞれ減少したものの、現金及び預金が830億円、投資有価証券が327億円、それぞれ増加したことなどによるものである。

負債は、前連結会計年度末に比べ359億円増加し、7,805億円となった。これは社債が372億円、賞与引当金が90億円、それぞれ減少したものの、新株予約権付社債が801億円増加したことなどによるものである。

純資産は、前連結会計年度末に比べ217億円増加し、9,102億円となった。これはその他有価証券評価差額金が141億円、為替換算調整勘定が98億円、それぞれ増加したことなどによるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

会社の支配に関する基本方針

株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社においては、当社の社会的使命を十分に理解し、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任し、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および当社株主の共同の利益に資するものと考えている。

不適切な者による支配の防止のための取組みの概要

当社取締役会は、不適切な者による当社の支配を防止する観点から、当社の株式に対する買収提案がなされた場合、その内容が妥当か否かを当社株主が適切に判断できるよう、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えている。

そのため、平成19年6月28日開催の第161回定時株主総会の決議によって、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を行おうとする者に対して、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ大規模買付行為を開始できることを要請する「大規模買付者による情報提供および当社取締役会による対抗措置の発動に関するルール」の導入を決定しており、直近では、平成22年6月29日開催の当社第164回定時株主総会の決議により更新している。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合がある。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社および当社株主全体の利益を著しく損なうと判断した場合には、同様に対抗措置をとることがある。

なお、当該ルールは、有効期限の到来に伴い、平成25年6月27日開催の第167回定時株主総会において、その更新を決議している。

上記の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記の取組みが上記の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための取組みであり、当社株主全体の利益を損なうものではないと考える。

また、当社は、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止し、判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置している。特別委員会は、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告する。上記の取組みには、新株予約権無償割当等、会社法その他の法律および定款により認められる対抗措置をとる場合には特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社および当社株主の共同の利益を守ることを目的とすることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではない。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の研究開発費は15,036百万円である。

(5) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりである。

(新設)

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
凸版印刷(株) 新潟工場	新潟県 新発田市	マテリアル ソリューション 事業分野	半導体関連 製造設備	9,900		自己資金	平成26年 5月	平成27年 3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれていない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,700,000,000
計	2,700,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	699,412,481	699,412,481	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。
計	699,412,481	699,412,481		

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2016年満期ユーロ円建取得条件付転換社債型新株予約権付社債（平成25年12月19日発行）

決議年月日	平成25年12月3日
新株予約権の数(個)	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	36,563,071
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1,094
新株予約権の行使期間(注)3	平成26年1月6日 ～平成28年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 1,094 資本組入額 547
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注)1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注)2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

本新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、1,094円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、または本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。但し、上記いずれの場合も、2016年12月12日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める取得通知が行われた場合には、取得期日の14日前の日から取得期日までの間、本新株予約権を行使することはできない。
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 5 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 6 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本 に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

上記 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(イ) 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - () 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (ト) 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権社債の取得と同様に取得することができる。
 - (チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (リ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- 当社は、上記の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成25年12月19日発行）

決議年月日	平成25年12月3日
新株予約権の数（個）	4,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	36,563,071
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	1,094
新株予約権の行使期間（注）3	平成26年1月6日 ～平成31年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）4	発行価格 1,094 資本組入額 547
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1 本新株予約権の行使により交付する株式の数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、（注）2記載の「新株予約権の行使時の払込金額」で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

本新株予約権の行使時の払込金額（以下転換価額という。）は、1,094円とする。ただし、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行しまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、以下の算式により調整される。なお、以下の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、または本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年12月12日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める額面現金決済条項に基づき取得通知が行われた場合には、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間、ソフトマンドトリー条項に基づき取得通知が行われた場合には、取得期日の14日前の日から取得期日までの間、本新株予約権を行使することはできない。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- 5 各本新株予約権の一部行使はできない。
2019年8月12日より前(当日を除く。)までは、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、該当四半期の直前の四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のいずれかの20取引日において、そのときに適用のある転換価額の120%を超える場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2019年7月1日に開始する四半期に関しては、2019年8月11日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本記載の本新株予約権の行使の条件は以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- (イ) () 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R & I」という。)による当社の長期優先債務の格付がA - (格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの)以下である期間、() R & Iにより当社の長期優先債務の格付がなされなくなった期間、又は() R & Iによる当社の長期優先債務の格付が停止若しくは撤回されている期間
- (ロ) 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、繰上償還の通知を行った日以後の期間
- (ハ) 当社が組織再編等を行うにあたり、下記7記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- 7 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- 上記の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。
- (イ) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は(注)2と同様の調整に服する。
- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (ヘ) その他の新株予約権の行使の条件
 承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5と同様の制限を受ける。
- (ト) 承継会社等による新株予約権付社債の取得
 承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を当社による新株予約権付社債の取得と同様に取得することができる。
- (チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編等が生じた場合
 承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- (ヌ) その他
 承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- 当社は、上記の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月31日		699,412		104,986		117,738

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項なし。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 54,757,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 640,562,000	640,562	
単元未満株式	普通株式 4,093,481		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	699,412,481		
総株主の議決権		640,562	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれている。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が899株含まれている。

【自己株式等】

(平成25年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 凸版印刷株式会社	東京都台東区台東一丁目 5番1号	54,757,000		54,757,000	7.83
計		54,757,000		54,757,000	7.83

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	166,613	249,676
受取手形及び売掛金	410,241	403,152
有価証券	100,434	56,985
商品及び製品	35,932	39,010
仕掛品	35,134	34,386
原材料及び貯蔵品	20,595	21,459
その他	36,733	36,773
貸倒引当金	5,040	4,475
流動資産合計	800,645	836,969
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	253,630	252,995
機械装置及び運搬具(純額)	121,351	110,613
土地	139,784	138,126
建設仮勘定	25,996	26,949
その他(純額)	11,747	11,555
有形固定資産合計	552,510	540,241
無形固定資産		
その他	20,169	21,808
無形固定資産合計	20,169	21,808
投資その他の資産		
投資有価証券	189,401	222,152
その他	74,889	71,730
貸倒引当金	4,550	2,143
投資その他の資産合計	259,739	291,739
固定資産合計	832,420	853,789
資産合計	1,633,065	1,690,758

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	265,997	278,493
短期借入金	12,959	14,631
1年内返済予定の長期借入金	16,870	16,032
1年内償還予定の社債	40,000	-
未払法人税等	7,497	3,235
賞与引当金	17,004	7,960
その他の引当金	676	568
その他	92,115	82,188
流動負債合計	453,121	403,110
固定負債		
社債	123,079	125,848
新株予約権付社債	590	80,784
長期借入金	100,371	97,883
退職給付引当金	41,232	40,624
その他の引当金	1,373	1,433
その他	24,876	30,864
固定負債合計	291,522	377,439
負債合計	744,643	780,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	104,986	104,986
資本剰余金	117,738	117,738
利益剰余金	582,095	585,920
自己株式	55,919	55,989
株主資本合計	748,901	752,655
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,322	38,458
繰延ヘッジ損益	157	81
為替換算調整勘定	17,849	8,034
その他の包括利益累計額合計	6,630	30,505
新株予約権	13	-
少数株主持分	132,876	127,045
純資産合計	888,422	910,207
負債純資産合計	1,633,065	1,690,758

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	1,109,806	1,132,026
売上原価	931,412	944,160
売上総利益	178,394	187,865
販売費及び一般管理費		
運賃	27,596	29,328
貸倒引当金繰入額	1,662	755
役員報酬及び給料手当	56,963	60,557
賞与引当金繰入額	3,553	3,219
役員賞与引当金繰入額	392	479
退職給付費用	3,581	3,415
役員退職慰労引当金繰入額	259	229
旅費	4,464	4,754
研究開発費	11,803	11,320
その他	52,687	52,888
販売費及び一般管理費合計	162,965	166,947
営業利益	15,429	20,918
営業外収益		
受取利息	428	574
受取配当金	2,914	2,970
持分法による投資利益	2,155	1,645
為替差益	799	3,596
その他	2,963	2,553
営業外収益合計	9,262	11,340
営業外費用		
支払利息	2,390	2,458
その他	3,416	3,321
営業外費用合計	5,807	5,779
経常利益	18,884	26,478

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1,658	1,832
投資有価証券売却益	2,389	910
関係会社株式売却益	-	3,321
退職給付制度改定益	-	419
退職給付信託設定益	5,917	-
その他	27	108
特別利益合計	9,992	6,592
特別損失		
固定資産除売却損	1,509	2,434
投資有価証券評価損	263	56
投資有価証券売却損	105	132
関係会社整理損	265	1,296
その他	452	852
特別損失合計	2,595	4,772
税金等調整前四半期純利益	26,281	28,298
法人税、住民税及び事業税	8,292	6,796
法人税等調整額	2,645	3,999
法人税等合計	10,937	10,795
少数株主損益調整前四半期純利益	15,343	17,502
少数株主利益	1,742	2,118
四半期純利益	13,601	15,384

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	15,343	17,502
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,267	12,888
繰延ヘッジ損益	82	75
為替換算調整勘定	1,834	11,608
持分法適用会社に対する持分相当額	35	1,927
その他の包括利益合計	480	26,349
四半期包括利益	14,863	43,852
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	12,121	39,259
少数株主に係る四半期包括利益	2,742	4,592

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

(1) 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対する保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	百万円	百万円
P.T.MATSUZAWA PELITA FURNITURE INDONESIA	45 * 1	48 * 3
Advanced Mask Technology Center GmbH & Co.KG	2,716 * 2	2,901 * 4
計	2,761	2,949

上記*1の一部、*2、*3の一部及び*4は外貨建保証債務額であり、*1の一部、*2については前連結会計年度末日の為替相場により、*3の一部及び*4については当第3四半期連結会計期間末日の為替相場により、それぞれ円換算している。

- * 1 23百万円 (248千米ドル)
- * 2 2,716百万円 (22,500千ユーロ)
- * 3 26百万円 (248千米ドル)
- * 4 2,901百万円 (20,000千ユーロ)

(2) 従業員住宅借入金に対する保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	4百万円	2百万円

(3) 勤労者財産形成促進法に基づく従業員の銀行からの借入金に対する保証

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	2百万円	2百万円

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
	548百万円	517百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	49,931百万円	45,866百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月31日 取締役会	普通株式	5,803	9円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	5,802	9円00銭	平成24年9月30日	平成24年12月10日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月30日 取締役会	普通株式	5,802	9円00銭	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	5,802	9円00銭	平成25年9月30日	平成25年12月9日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報コミュニ ケーション 事業分野	生活環境 事業分野	マテリアル ソリューション 事業分野	計		
売上高						
外部顧客への売上高	649,129	195,762	264,915	1,109,806		1,109,806
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,743	8,036	10,091	26,871	26,871	
計	657,873	203,798	275,006	1,136,678	26,871	1,109,806
セグメント利益(営業利益)	23,642	8,323	1,683	33,649	18,219	15,429

(注) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 17,719百万円等が含まれている。全社費用は、主に当社の本社部門及び基礎研究部門等にかかる費用である。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項なし。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報コミュニ ケーション 事業分野	生活環境 事業分野	マテリアル ソリューション 事業分野	計		
売上高						
外部顧客への売上高	658,294	205,263	268,468	1,132,026		1,132,026
セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,870	7,873	11,490	28,233	28,233	
計	667,164	213,136	279,958	1,160,260	28,233	1,132,026
セグメント利益(営業利益)	24,565	8,512	7,292	40,370	19,452	20,918

(注) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用 19,535百万円等が含まれている。全社費用は、主に当社の本社部門及び基礎研究部門等にかかる費用である。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの報告セグメントの区分は、前連結会計年度において「情報・ネットワーク系事業」「生活環境系事業」「エレクトロニクス系事業」としていたが、第1四半期連結累計期間より「情報コミュニケーション事業分野」「生活環境事業分野」「マテリアルソリューション事業分野」に変更している。

これは、平成25年4月にエレクトロニクス事業本部と高機能事業本部を統合し、マテリアルソリューション事業本部を新設したことで、従来「生活環境系事業」に含まれていた「高機能部材事業」「建装材事業」を「エレクトロニクス系事業」と統合する新体制が発足したことに伴うものである。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載している。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	21円17銭	23円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	13,601	15,384
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	13,601	15,384
普通株式の期中平均株式数(千株)	642,353	642,062
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		23円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		2
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		(3)
普通株式増加数(千株)		3,456
(うち新株予約権付社債(千株))		(3,456)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、第168期中間配当に関し、次のとおり決議した。

- (1) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,802百万円
- (2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・・・・・・・ 9円00銭
- (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・ 平成25年12月9日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払を行う。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

凸版印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤孝夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田秀敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田良太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている凸版印刷株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、凸版印刷株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。